


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉 沢 寿 子	
件 名	東大和市介護支援いきいき活動事業実施要綱の一部を改正する 要綱について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関 係 事 項	条例 規則			
	部課 機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>介護保険法の一部改正に伴う引用条項にずれが生じたため、東大和市介護支援いきいき活動事業実施要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点 第1条中「第115条の45第1項第1号」を「第115条の45第1項第2号」に改める。</p> <p>(2) 施行日 決裁の日から施行するものとする。</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成24年3月 東大和市介護支援いきいき活動事業実施要綱制定 (市長決裁)</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。